

# エチレンオキシドガス使用作業場では『作業環境測定』が必要です

## 1. 概要

2001年 労働省は労働安全衛生規則の改正により、特定化学物質第2類物質に指定されているエチレンオキシドを製造、取扱う業者全般について、労働者の暴露を防止するため、『作業環境測定』を行うことが『義務』付けられました。

## 2. エチレンオキシドガス(EOG)とは

エチレンオキシドガスは、一般的に滅菌作業で使用されており、高濃度では特有の刺激臭がある。また人体に対しての毒性や目・呼吸器に対する刺激が強く吸入すると吐き気を起こすだけでなく、人に対する発がん性がある事から労働安全衛生法により規制され、取扱いには十分注意する必要があります。

## 3. 作業環境測定

- ・対象：エチレンオキシドを製造、または取扱う屋内作業場所
- ・測定頻度：1回/6ヶ月以内、作業環境測定士による測定が**必須**
- ・測定方法：作業環境測定基準に基づき測定（固体捕集 GC 法、又は検知管法）
- ・評価方法：作業環境評価基準に基づき評価（30年間の記録保管）



## 4. ご用命（お問い合わせ先）

問い合わせ ⇒ 沖縄県医師協同組合/担当：金城

TEL : 098-889-0081 FAX : 098-888-0629

医療機関名			
ご住所			
電話番号			
ご担当者様			
希望日時	月	日( )	時頃

協力会社：株式会社 タツタ環境分析センター 沖縄営業所（浦添市牧港 2-4-1）